

平成 11 年 9 月 17 日

埼例規第 61 号・務

警 察 本 部 長

物品等の配分日の指定について

(概要)

本通達は、警察本部の所属と警察署間で行っている物品等の配分・交換（埼玉県警察文書通送事務実施要綱（平成 8 年埼例規第 58 号・総）に基づく通送を除く。）で、特に急を要しないものについて、

- 配分日の指定
- 物品等の配分の対象物品
- 物品等の配分等要領

等について定めている。